

睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成制度交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）が、会員事業者（以下「会員」という）に雇用されている運転者・荷扱手等（以下「運転者等」という）に対する「睡眠時無呼吸症候群」（以下「S A S」という）のスクリーニング検査を促進するために、助成事業について必要な事項を定め、事業を円滑に実施することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象は、会員に雇用されている運転者等とする。

(検査医療機関)

第3条 助成対象検査・医療機関は専門医が在籍し、適切な精度管理を定期的に実施している等、秋ト協が認めた検査・医療機関とする。

(助成の対象検査)

第4条 助成対象検査は、S A Sスクリーニング検査のうち、健康保険適用外である第一次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）および第二次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）とする。

(助成額)

第5条 助成金額は次のとおりとする。

第二次検査まで受診した場合のみとし、その費用の半額とし、上限を1名あたり2,500円とする。

第一次検査のみの場合は助成しない。

2. 単年度の助成限度額を、会費算定車両台数とする。
3. 予定した予算額に達した時点で、その年度の助成を終了とする。

(申請受付等)

第6条 助成事業は、毎年4月1日から12月末日までとする。

(助成適否の事前申請)

第7条 会員は、助成人数枠等について、事前に秋ト協へ「S A S スクリーニング検査費用助成金交付申請書（事前申請）」を提出しなければならない。

(検査の予約と実施)

第8条 検査の予約と受診は全ト協の規定に則り実施する。

(助成金の請求)

第9条 会員は、検査終了後「S A S スクリーニング検査費用助成金交付申請書（実績報告書・助成金請求書）」を秋ト協へ提出する。

2. 会員は、請求書提出にあたり受診者名簿、当該検査・医療機関の検査費明細書の写し、及び領収書の写しを添付する。

(助成金の交付)

第10条 請求された助成金請求書を審査し、適當と認める場合は全ト協の助成金入金後に、合算して会員へ補助する。

《附則》

1. この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

従来の睡眠時無呼吸症候群の助成要綱は、平成20年3月31日で廃止する。

2. 平成27年5月25日改正、同年4月1日から実施する。

3. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。

4. 平成29年3月21日改正、同年4月1日から実施する。